

ミャンマー連邦共和国

計画財務省

2018年通達第66号

1380年第2ワソーの第11ワクシン(ミャンマー歴)

(2018年7月23日)

2017年ミャンマー会社法462条a項によって与えられた権限行使のため、連邦政府の承認を得て計画財務省は、ここに規則を発行する。

第1章

表題と定義

1. 本規則は、2018年ミャンマー会社法規則という。
2. 本法によって定義付けられていて、本規則の中で用いられている全ての言葉は、本法と同一の意味を有する。本規則においては、その文脈からその他の意味であると解されないかぎり、
  - (a) 電子登記制度とは、本法421条の下で登記官により創設された電子登記制度をいう。
  - (b) 本法とは、2017年ミャンマー会社法をいう。
  - (c) 再登記期間とは、本法の施行日から6箇月間をいう。
  - (d) 登記処理の意味は、以下のとおりである。
    - (i) 本法に基づく、登記官に対するあらゆる文書の申請若しくは登記又は登記官に対するあらゆる文書の提出、送付若しくは送信
    - (ii) 本法に基づく、登記官に対するあらゆる申請書の作成、提出又は要求
    - (iii) 本法に基づく、登記官に対するあらゆる宣言に関する規定、及び
    - (iv) 本法に基づいて、登記官が管理するあらゆる文書、記録又は情報の引用、検索又は利用。

第2章

3. **登記及び記録の維持及び検査**
  - (a) 登記官は、電子登記制度を創設し、維持しなければならない。本法に基づくいかなる登記

処理も、電子登記制度を用いて実行しなければならない。

- (b) 登記官は、どの登記処理を電子登記制度の方法として実行するかを決めることができ、電子登記制度上の電子的手段によってのみ実行することができる。
- (c) 登記処理が、電子登記制度を用いて実行することができない場合、登記処理の実行を求める者は、登記官が決定することができる異なる形式及び方法で登記処理を実行しなければならない。
- (d) 登記官は、連邦大臣が定める登記処理に関する申請料、登記料及び延滞料を徴収ことができ、電子登記制度の運営に関する告示を出すことができる。連邦大臣は、非電子的な方法を使用した登記処理に関して異なる料金を定めることができる。
- (e) 登記官は、以下の場合には、登記処理の手続きを拒否することができる。
  - (i) 所定の書式を完成させることが求められるにもかかわらず、書式に含まれる指示に従って適切に書式を完成させない場合
  - (ii) 所定の書式のなかで、文書を添付することが求められ又は情報を提供することが求められているにもかかわらず、規定される場面に応じて、文書の添付をせず又は情報の提供をしない場合、又は
  - (iii) 登記処理に関して所定の料金を支払わない場合。
- (f) 会社は、電子登記制度を通じて提出された全ての書式及び文書が適切に処理され、登記された事務所若しくは主たる事業所又は本法に基づき会社の登記簿及び索引を保管しなければならないとして指定された場所において、会社の登記簿及び索引と共に保管されていることを保証しなければならない。
- (g) 登記官は、電子登記制度上の電子的手段によって以下のことを行うことができる。
  - (i) 本法に基づき、登記官による発行が求められる通知、証明書又は文書を発行すること
  - (ii) 本法に基づき、登記官による認証を必要とする書式、文書又は文書の引用を証明すること、及び
  - (iii) その目的で、会社又は事業体により通知された電子上の宛先に対し、登記官により発行又は認証された、g 項 i 号及び g 項 ii 号に規定されている文書を送付すること。
- (h) 登記官は、本法に基づいて登記処理され又はその項目が登記される者の身元確認を目的と

して、国民登録証、パスポート又はその他身元確認に必要な文書を求めることができる。

### 第3章

#### 4. 既存の会社及びその他の法人の再登記

- (a) 本法の施行前に登記されている全ての既存の会社及び法人は、再登記期間内に、電子又はその他の方法により、電子登記制度に再登記しなければならない<sup>2</sup>。
- (b) 登記官は、本規則に基づく再登記に関し、既存の会社又は法人に対し、電子又はその他の方法で書面による通知を送ることができる。
- (c) 既存の会社が、再登記期間内に、電子登記制度において再登記を行わなかった場合、登記官は、既存の会社の名称を登記簿から削除することができ、それに関する通知を官報で公開しなければならない。当該官報での通知の公開をもって会社は解散となる。  
なお、会社の全ての取締役及び株主の債務(もしあれば)は、あたかも会社が解散しなかった場合と同様に、継続し、弁済を強制されうる。
- (d) 登記官は、再登記期間内に、電子登記制度において再登記を行わなかった既存の会社又は法人が、十分な理由を提示できれば、会社の名称が登記簿から削除される以前に、再登記を行わなかった既存の会社又は法人を保全することができ、当該保全について、連邦大臣が定めた費用を徴収することができる。
- (e) 再登記期間内に、再登記を行わなかった既存の会社又は法人は、d 項に基づき、登記官により保全されるまで、再登記期間の満了日以降、ミャンマー連邦において事業を遂行できない。

#### 5. 再登記の申請書

- (a) 既存の会社又は法人の再登記の申請書は、登記官によって定められた書式に従って作成され、以下の事項が記載されなければならない。
  - (i) 会社又は法人の全ての取締役並びに秘書役の氏名、生年月日、性別、国籍及び住所

---

<sup>1</sup> 英訳では「identity card」と記載されているが、ミャンマー語版では「national scrutiny card」と記載されているため、ミャンマー語版に従って訳している。また、本条項の英語版では「as may be acceptable to the Registrar」という表記があるが、ミャンマー語版には記載されていないため、当該表記は訳していない。

<sup>2</sup> 英訳では「registered with the Registrar prior to the commencement of the Law」という表記があるが、ミャンマー語版には記載されていないため、当該表記は訳していない。

- (ii) 会社又は法人の登記された事務所の所在地
  - (iii) 会社又は法人の主たる事業所（登記された事務所と異なる場合）
  - (iv) 既存の会社の場合は、以下のとおりである。
    - (A) 会社の全ての株主の氏名並びに住所並びに各々の株主に対し発行した株式の数及び種類
    - (B) 会社が、究極的持株会社を有するか否か
    - (C) 会社が、再登記の時点で、外国会社となるか否か、及び
  - (v) 所定の書式において、記入を求められるその他の事項。
- (b) 既存の会社若しくは法人の再登記の申請書には、会社若しくは法人の定款の写し(既存の定款を含めることができる。)、若しくは該当する場合には、会社又は法人が採択したモデル定款を添付されていなければならない。
- (c) 登記官が、a 項及びb 項に規定されている再登記についての完成した申請書を受領した時は、登記官は、以下のことを行わなければならない。
- (i) 電子登記制度上に、既存の会社又は法人の詳細を含めなければならない
  - (ii) 会社又は法人についての登記証を発行しなければならない、及び
  - (iii) 会社又は法人の新しい登記番号を発行しなければならない。
- (d) c 項に基づいて、発行された既存の会社又は法人の登記証は、以下についての決定的な証拠となる。
- (i) 登記に関する全ての本法の要件に遵守していること、及び
  - (ii) 登記証に記載されている登記日若しくはそれ以降に、会社又は法人は本法に基づき適法に登記されていること。

## 6. 再登記された組織状況

この規則に基づく、既存の会社又は法人の再登記は、

- (a) 新しい法人を設立するという効果を有しない
- (b) 会社又は法人の資産、権利又は義務に対して影響しない
- (c) 会社若しくは法人による訴訟若しくは会社若しくは法人に対する訴訟(若しくはその株

---

<sup>3</sup> 英訳では「enter」となっているが、ミャンマー語版では「include」となっているため、ミャンマー語版に基づき訳している。

主による訴訟又はその株主に対する訴訟)に対して影響しない、又は

- (d) 全ての適用ある法により要求された事柄についての罰則若しくは不履行により支払わなければならない、あらゆる金額に関する会社又は法人の責任に影響しない。

#### 7. 会社の再登記の細則

(a) 既存の会社が再登記する場合、既存の会社によって再登記前に発行された全ての株式は額面のない株式に変わったとみなされるが、当該変更は、株式に付随する権利や義務に影響せず、下記の事項に対しても影響しない。

(i) 株式所有者の配当、投票若しくは償還可能株式の買い戻し又は清算時における会社の余剰財産の分配、及び

(ii) 株式に関する株式所有者のいかなる未払いに基づく責任。

(b) 既存の会社又は法人は、本規則に基づく再登記にあたり、基本定款及び附属定款とは異なる新しい定款を決議により採択することができる。

(c) 有限責任非公開株式会社である既存の会社又は法人は、本規則に基づく再登記の際、モデル定款を決議により採択することができる。

#### 8. 再登記期間における年次報告書の提出の免除

(a) 本法第 97 条又は第 53 条 a 項 i 号に基づき、年次報告書の提出が求められている会社又は法人は、再登記期間中においては、年次報告書を提出する必要がない。

### 第 4 章

#### 株式の額面又は名目的価値の廃止に関する移行の規定

9. (a) 本法第 60 条 b 項は、本法の施行日以前又は以後に発行されたかにかかわらず、全ての株式に適用される。

(b) 本法の施行日以前に発行された株式については、以下のとおりである。

(i) 払込額は、株式の対価として、時期を問わず、会社に支払われた全ての金額の合計である、及び

(ii) 未払込みの額は、発行株式の金額から実際に払い込まれた金額を引いた金額である。

(c) 本法の施行日以前に発行された株式の対価が未払いである(株式の名目的価値の計算又はプレミアムとしての方法かを問わず)場合、株式保有者の未払みに対する責任は、額面

又は名目的価値の廃止による影響を受けない。

- (d) 本法の施行日において、会社のプレミアム株式に対する未払金額及び株式買い戻しのための引当金は、会社の株式資本の一部となる。
- (e) d 項にかかわらず、会社は、本法の施行日又はそれ以降は、本法の施行日直前の時点での会社のプレミアム株式に関する剰余金を、以下のとおり使用することができる。
- (i) その日以前に発行された社債の償還又は償還可能優先株の償還金として使用する
  - (ii) その日以前に発生した会社の準備費用を損金処理する
  - (iii) その日又その日以前、会社の株式発行のために若しくは関連して、発生した費用、コミッション、仲介費用、関税、料金、税金を損金処理する
  - (iv) その日以前に締結した合意に準拠して、その日以前に未発行である株式に対する払込、若しくは、その日又はその日以降に、完全に払込されたボーナス株式として、会社の株主に発行されるべき株式に対する払込みを行う
  - (v) その日以前に、会社の株主に対して発行されたものの、全部又は一部が未払いとなっている残金についての弁済を行う、又は
  - (vi) 会社の株主に対する株式発行によって配当がなされる場合には、その日以前に決定された配当を分配する<sup>4</sup>。
- (f) 本法の施行日以前に締結された契約（会社の定款を含む。）若しくはその日以前に作成されたその他の文書を、本法の施行日若しくはそれ以降、解釈又は適用する目的のために、
- (i) 株式の額面又は名目的価値は、以下のとおりとなる。
    - (A) その日以前に、株式が発行されていた場合には、株式の額面又は名目的価値はその日直前のものとなる
    - (B) 株式が、その日又はそれ以降に発行され、しかし、同じ種類株式が直前に発行されていた場合、その株式の額面又は名目的価値はその日に発行されていたと仮定した場合の額になる、又は
    - (C) 株式が、その日又はそれ以降に発行され、同じ種類株式がその日直前に発行されなかった場合、取締役により額面又は名目的価値は決定され、払込金の額は、資

---

<sup>4</sup> 英訳では「pay」となっているが、ミャンマー語版では「allocate」となっているため、ミャンマー語版に基づき訳している。

本金の残存額によって決定される。

- (ii) 株式と交換に資本を返却する権利は、株式の額面又は名目的価値に関する支払額に等しい価値を返却する権利に関係するとみなされる。及び
- (iii) 発行された会社の株式資本の額面又は名目的価値の総計に関係するものは、その日の直前に存在した以下のとおりと関係するものとみなされる。
  - (A) その日又はそれ以降に発行されたいかなる株式の名目的価値も勘定に入れて増加したとき、及び
  - (B) その日又はそれ以降に取り消されたいかなる株式の名目的価値も勘定に入れて減少したとき。

## 第5章

### モデル定款

- 10. (a) 本法に基づいて登記された、非公開有限責任株式会社は、所定のモデル定款を採択することができる。
- (b) 本法の施行日前に登記された、既存の会社の基本定款及び附属定款に、以下の規定がある場合、
  - (i) 既存の会社が登記しようとしている又は登記された株式資本額 (i) についての規定)、又は
  - (ii) 会社の株式資本を、固定額の株式等分すること (i) についての規定)当該規定は、全ての目的のため、削除されたとみなされ、本法に準拠した会社の定款の規定の一部としてはみなされない。
- (c) 本法<sup>5</sup>に基づき、その他全ての文書において、
  - (i) 既存の会社の基本定款及び附属定款は、b 項に基づき、会社の定款と解される。及び

---

<sup>5</sup> 英訳では「law」となっているが、ミャンマー語版では「Law」となっているため、ミャンマー語版に基づき訳している。

- (ii) 既存の会社の基本定款又は附属定款の規定は、b 項に基づき、会社の定款の規定であると解される。

## 第6章

### 通常居住取締役

11. (a) 本法 469 条に基づき、会社の取締役は、ミャンマー連邦内における、通常居住者である若しくは、(通常居住者に) なる予定の取締役が、最低 1 人は会社に残留しない限り、取締役を辞任又は退職してはならず、本項に違反した辞任又は退職は、無効であるとみなされる。
- (b) a 項に違反した場合、登記官は、自身の判断又は他者からの申立てによるかにかかわらず、当該任命が会社の利益になると考えた場合、株主を、ミャンマー連邦内に通常居住する取締役に任命することができる。
- (c) 会社が、ミャンマー連邦内に通常居住する取締役に 1 人も設置することなく、6 ヶ月以上事業を行った場合、当該期間の全て又は一部において、6 か月経過した後も事業を継続する者は、
- (i) 会社の株主で、かつ
- (ii) 当該状態で事業を行っていることを知っている者は、その期間に契約に基づく会社の全債務を負い、また、該当する場合には訴訟を提起されうる。

## 第7章

### 事業の遂行

12. 本法 43 条に規定される「事業の遂行」とは、
- (a) 従業員、代理人又はその他であるか否かにかかわらず、代理人、法人代表者又は受託者として、ミャンマー連邦内に存在する財産の運営、管理又はその他処理を含み、かつ
- (b) 収益を求めている活動を除外しない。

## 第8章

### 1950 年特別会社法に基づき設立された会社

13. (a) ミャンマー政府が株式を保有する会社は、1950 年特別会社法に基づいて設立されなければ

ばならず、本法 37 条 a 項に基づいて公開有限責任株式会社又は非公開有限責任株式会社として登記しなければならない。

- (b) 1950 年特別会社法に基づき設立された会社は、1950 年特別会社法で明確に別途規定されていない限り、登記官に対する文書の申請及び登記に関して、有限責任会社に適用される規定に従わなければならない。
- (c) ミャンマー政府が、1950 年特別会社法に基づき設立された会社の株式の保有を中止する場合、当該会社は、特別会社ではなくなり、本法に基づいて登記をしなければならない。登記官は、登記簿の当該会社の詳細を変更しなければならない。当該会社に対して新たな登記証を発行しなければならない。
- (d) c 項に基づく会社の形態の変更は、
  - (i) 新しい法人が設立されたことにはならない
  - (ii) 会社の資産、権利又は義務に対して影響しない
  - (iii) 会社による訴訟又会社に対する訴訟（株主による訴訟又は株主に対する訴訟）に対して影響しない、又は
  - (iv) 全ての適用ある法により要求された事柄についての罰則又は不履行により支払わなければならない、あらゆる金額に関しての会社の責任に影響しない。
- (e) 1950 年特別会社法に基づき設立された会社は、本法が規定する小規模会社になる資格を有しない。

## 第 9 章

### 小規模会社

14. 小規模会社は、本法 1 条 c 項 xxxviii 号で規定された要件を、事業年度全期間、充足しなければならない。

## 第 10 章

### 雑則

15. 本規則は、1957 年ミャンマー会社法規則を廃止する。